

## 町長交際費の支出基準及び公表基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、町長（代理による出席者を含む）が行政の円滑な推進を図るため、町を代表して行う外部の個人又は団体等との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について支出基準を設け、適正な支出に資するために必要な事項を定めるものとする。

### (支出範囲)

第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額を支出するものとする。

### (支出区分等)

第3条 交際費の支出区分及び支出基準は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする団体、宗教団体、政治団体の活動・事業等については、交際費を支出しない。

### (公表)

第4条 交際費は、その支出内容等を公表するものとする。

2 交際費の公表は、別表2により次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

3 交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月末日までに町のホームページに掲載することにより行うものとする。

4 交際費の公表にあたっては、安田町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）に基づき、個人情報の保護に配慮するものとする。

### (見直し)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

### (補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

### 付則

この基準は、平成28年6月27日から施行し、平成28年5月26日以降に支出負担行為のあった交際費について適用する。ただし、平成28年5月分として公表すべき交際費については、6月分と併せて公表するものとする。

別表1（第3条関係）

支出区分	支出内容	支出金額
慶祝	竣工式、記念式典、イベント等の催事（懇親会、祝宴等を含む）に、町長が招待を受けて出席するとき	1万円以内
会費	町長が出席する必要がある会議のほか、懇談会等に町長が案内を受けて出席するとき	会費相当金額
弔慰	現職の委員等（議会議員、行政委員、消防団員、町から委嘱を受けた委員、公的団体の役員等） 本人及び配偶者、同居の親族及び一親等内	香典 1万円以内 供物 生花等
	元職の委員等（同上） 本人	
	現職の職員（特別職、一般職員） 本人及び配偶者、同居の親族及び一親等内	
	元職の職員（同上） 本人	
	上記のいずれにも属さない者で、町政に貢献がある等の理由により、行政執行上、町長が特に必要と認めたもの 本人	その都度検討のうえ決定
見舞	弔慰区分のうち本人に係る入院加療に対するもの	1万円以内
	災害等の見舞金または義援金	社会通念上妥当と認められる金額
渉外	地場製品のPRや町政に係る外部との交渉、又は表敬訪問等に際し必要な物品等を購入するもの	社会通念上妥当と認められる金額
賛助・激励	平和運動、ボランティア活動、その他団体等が行う活動で、その趣旨・目的等が公共的又は公益的なもの	社会通念上妥当と認められる金額
その他	町長が特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる金額

